

## 神戸市従業員労働組合衛生支部との交渉議事録

1. 日 時：令和6年6月17日（月） 18:30 ～ 18:57

2. 場 所：健康局大会議室（1号館21階）

3. 出席者：

（市）健康局政策課長、担当係長、他1名

（組合）市従衛生支部副支部長、書記長、他2名

4. 議 題：現業・公企統一闘争要求について

5. 発言内容：

（組合）

2024 現業・公企統一闘争要求書提出団体交渉を始める。

それでは、要求書を提出する。

引き続き、要求書の主旨説明を行う。

1. 1月1日に発生した能登半島地震は全国に衝撃を与え、日本中に不安が広がることとなった。家屋は倒壊し、観光地は焼け野原となる等おだやかな日常は一瞬のうちにガレキの山と化した。震源地が山間部に近いこともあり、道路の遮断によって孤立する集落は多数におよんだ。生活インフラはズタズタに寸断され、水道ガス電気は未だ全面復旧にはいたっていない。生活インフラの崩壊によるシワ寄せは、その全てが生活弱者に集まることとなった。地震大国日本における様々な課題が浮き彫りとなった出来事である。

私たちが暮らす神戸においても、南海トラフ地震の発生確率は高まっており、「市民の健康と財産を守る」べく、行政の使命として、必要な対策を練っておく必要がある。防潮対策や耐震対応、生活インフラの再整備と更新等、ハード面での対応は市民生活の基盤となるものである。そして、被災者の受け入れ体制の強化や、災害弱者対応を優先することにより、災害に強い街づくりを目指していくべきである。

今回の能登半島地震において、保健課の自動車運転手と衛生監視事務所の防疫手は、保健師活動の運転手として被災地に派遣された。当初は避難所巡回を行っていたが、保健師が後方支援に入ることとなり、途中からは運転業務以外に、パソコンの入力や補助業務にも対応し、直営班の機動性・柔軟性を証明できたものと考えている。

阪神淡路大震災では、神戸市の動物管理センターや衛生監視事務所などで、通常の公衆衛生業務以外に、避難所設置・支援物資の配布・病院入院患者の搬送といった被災者ニーズにも即応し、現業職種の機動性を証明できたものと考えている。斎場においては、1日120件の火葬を行ったが、震災当時のこの経験を持つ職員は現在も多く残っている。昨年閣議決定された改定国土強靱化基本計画では、広域火葬計画を具体的・実行的に進めるよう明記されており、震災当時の経験の継承は重要である。

今後、高齢化に伴って火葬件数は増加し続け、ピークを迎える 2040 年の神戸市では 18000 件に達すると予想されている。また、神戸市内で 1 人暮らしをする高齢者が 2020 年時点でおよそ 10 万人、20 年前の 1.9 倍となっている。亡くなった後に引き取る家族がなく、市が保管している遺骨は、2023 年度、過去最高の 634 体で、10 年前と比べて 1.6 倍に増加している。有識者会議では「家族の有無や経済状況にかかわらず、葬られる機会の提供が必要」といった意見が出され、2024 年 6 月より「エンディングプラン・サポート事業」が開始された。

斎場を民間経営している他都市では「火葬待ち」が 5～6 日は当たり前で、最大 10 日待たされるなど社会問題となっているが、神戸市では直営職員の努力により「火葬待ち」はない。朝日新聞の取材があった際、担当記者は、「全国の自治体に問い合わせをしているところ、神戸はご遺族の立場に立って対応していると思う」と話していた。直営のほとんどの職員がベテラン職員なのに対し、民間では仕事に就いて間もない人が骨揚げをしており、「人の尊厳」へと問題が発展していく。実際にあった例として、他都市では骨揚げ前の遺骨を誤って機械で吸引し、遺骨を紛失してしまい、遺族から慰謝料を求められ提訴されていた。民間委託となった西神斎場では、市が保管している遺骨保管に喉仏が入っていないことがあった。また入場を待たされるなどの問題や、14 時 15 時枠が空いているにもかかわらず断われ、鶴越斎場で引き受けた事例もあった。このようなことを踏まえ、市民サービスの低下を招くこととなる民間委託は止めるべきである。

全世界を震撼させた新型コロナウイルスは、様々なワクチン治療薬により一定の終息を迎えることとなった。しかし、コロナウイルスから学ぶべきことは、ウイルスが次々に変異し、耐性を備えた新たな変異型となり、世界を席卷し、甚大な被害をおよぼしたことである。近い将来、新たなウイルスが全世界に蔓延する事も考えておかなければならない。来たるべき有事に備え、「危機管理」の体制強化を進めておくべきである。

公衆衛生業務と医療業務を担う我が支部では、コロナ禍において、保健課は患者の搬送及び検体の回収、衛生監視事務所は消毒及び保健課の応援、斎場はコロナで亡くなった方の火葬、といった行政業務に携わった。鶴越斎場では、多い月には 1 ヶ月で 139 件、1 日最大 14 件の火葬を通常業務以外に行った。コロナで亡くなった方のご遺体は、死後 24 時間以内に火葬することが多いため、当日予約となる。近隣では、コロナで亡くなった方のご遺体は 1 日 2 件、18 時以降とホームページに載せている市もあった。そのため、他都市で火葬を断られ、たらい回しとなったご遺体も神戸市で受け入れるため、全休日も斎場を開けて対応した。通常の 15 時枠 12 件が全て埋まっている時には、時間外の 16 時枠を設け対応した。沖縄では【火葬待ち 1 週間超え、1 日数万円の遺体安置料に遺族の負担増】となっていると新聞に掲載されていたが、今回のコロナ禍において、神戸市では「火葬待ち」はなく、現場職員の努力により、安全にトラブルなく迅速な対応ができたと自負している。

鴨越墓園では、近年、墓離れが進む中、条例墓地だけでなく引き継ぎ墓地でも苦情があり対応している。また墓園以外でも、鴨越斎場の入口付近に倒木があるので対応して欲しいと斎園課より連絡があり、直営班で緊急対応した。

市民の生命・財産を守ることは市の責務であることから、来たるべき災害に対応出来る直営の存在意義は大きい。業務の効率化を図るための安易な人員削減をするのではなく、常に危機意識を持ち、緊急時の初動対応の重要性を認識していただくとともに、われわれ公衆衛生業務の必要性を改めて再認識していただきたい。以上の点からも危機管理体制の充実に向けて、必要な人員配置と直営堅持を要求する。

2. 勤務労働条件に関する事項については、事前に協議し、労使確認事項は遵守すること。

政策の企画・立案は当局の専権事項であるものの、勤務労働条件に関する事項は事前協議の対象であることを再認識し、当該課に対して趣旨の徹底を図ること。

西神斎場については、再三にわたり協議したにもかかわらず、2年前倒して民間委託となった。このことについては遺憾であり、支部として撤回を求めたが、政策会議での議論を経て神戸市の方針として決定された事項とのことであった。鴨越斎場は再整備となっており、甲南斎場も老朽化が進んでいるため、今後建て替えなどの話が出てくると予想される。その際は、計画の段階で現場の意見を聞き話し合うこと、各職場において勤務労働条件に変更が生じる場合は、事前に局支部で十分な時間をかけて協議すること。また、定年まで安心して働き続けられるよう、心身の健康に配慮するとともに、設備の更新を積極的に行うことを、合わせてお願いしておく。

3. 定年退職等による欠員については、新規採用で完全補充し、定年引き上げに伴い、新規採用の抑制につながらないように職員定数を確保すること。

長きに訴えてきた労務職の新規採用の扉がようやく開いた。新規採用については公の役割が強い職種に限り再開するとの方向性が示されていることから、当局の責任のもと全職種の職場実態について局支部で十分協議すること。

残念ながら公衆衛生では15年間新規採用が取れていない状況にあり、この間、現場の創意工夫により何とか市民サービスを低下させないよう努力している。その中で食品衛生検査所や健康科学研究所等では、職場を守るために、再任用職員や会計年度職員が懸命に働いている状況である。職員の高齢化が進み、年齢の空洞化が顕在化しており、年齢の平準化が喫緊の課題である。そのことが改善できなければ、この間の行財政改革による人員削減、民営化により、直営自体も危惧される。斎場の火葬業務は技術の継承が必要である。火葬以外にも危険物の取り扱い、火災予防のテクニック、日常の点検、骨揚げなど新人が1人前になるまで相当な時間と体力が必要となる。長年設備投資を怠ってきたからゆえの老朽化した施設、機材では通常作業も困難を極める。体力的な課

題を含め、業務量に応じた職員定員の確保と早期の若年層の新規採用を実施すること。

また定年の段階的引き上げの期間中は2年1度、退職者がいない年度が発生する。現業職場の活性化と将来にわたっての安定した公共サービスの提供体制を確保するため、定年退職者がいない年度においても、計画的に新規採用を行うよう要請する。

#### 4. 班長制度拡充に向けて、現場実態に応じた制度に改正すること。

当局の考えとして「まずすべての業務プロセスの再構築や民間活力の導入等により、勤務体制や業務について見直しを図らなければならない。その上で班長制度の拡充については見直し後の体制に見合った制度となるように検討したい。」となっているが、公衆衛生のなかで既に勤務体制や業務の見直しを行っている職種があるとわれわれは認識しているが、その部分については、当局と相違がある。班長制度を導入していない職種について具体的な説明を求める。

#### 5. すべての職種において、完全週休2日制を実施できるよう必要な措置をとること。

公衆衛生の中で斎場だけが週休2日の実施にいたっていない。現場は週休2日にむけ努力はしているが、マンパワー不足によりいたっていない状況である。一刻も早く職員を確保していただき、体制が整った上で順次週休2日を取れる仕組みを構築していきたいと考えている。さらに、ワークライフバランスの観点から、健康で退職するまで働き続けられ、家族との時間を大切にできることが重要であると考えている。

#### 6. 職員が安全で安心して働けるように災害防止に向けた安全衛生管理体制の強化を図ること。

現業職場では依然として労働災害が多発している現状にある。災害が発生してから再発防止を協議することも大事だが、事後対策よりも災害を未然に防ぐ事前対策が重要であると考えている。耐用年数を経過した施設等では、本来の安全管理体制ではカバーしきれない労働災害が発生するリスクが非常に大きいことを踏まえ、以下のことを要求する。

- ① 北区保健福祉課で所有する公用車の走行距離が137000キロに達しており、買い換えもしくはリース車への変更を要求する。
- ② 斎場では、以前から再三民間葬儀業者に通達してきたが、ペースメーカー不明のまま申告してきたり、未申請での誤爆が後を絶えない。過去には爆発したペースメーカーが覗き窓から飛び出して職員に当たっている。幸い大事にいたらなかったが、当たりどころが目であれば失明する大怪我に繋がる。引き続き事故のないように所属から業者に対し指導の徹底を図ること。
- ③ 近年ゲリラ豪雨が多発しており、鶴越斎場の大雨時に稼働する排水ポンプが詰まりによって1つ壊れているため、交換を要求する。また、古くなっている棺を運

ぶストレッチャー、写真立て、水台の買い換えを要求する。

- ④ 鴨越斎場の業務棟にはパソコンがなく、安全衛生委員会へのリモート参加や研修、休暇の入力など業務に支障をきたし始めていることから、業務棟に有線 LAN、パソコンの設置を要求する。
- ⑤ 鴨越斎場の業務棟 2 階のトイレには和式しかなく、職員の高齢化に伴い腰や膝に負担が生じているため、1つを洋式に変更すること。また暗くて作業しにくい台車置き場など、順次 LED 照明に変更し、労働環境を改善すること。
- ⑥ 鴨越斎場の屋上 AB ブロックの排風機を乗せる架台のクッションが劣化し、機能を果たさなくなっている。排風機の振動による騒音が軽減されないだけでなく、振動で冷却水の管がズレて漏れるなど、問題も発生しているため、架台の更新を早急に行うこと。
- ⑦ 鴨越墓園で所有するトラックは平成 16 年式で走行距離も 147000 キロである。ここ数年は、警告灯が点いたり警告音が鳴ったりすることもある。雨天走行時には後輪が滑りやすく、タイヤ交換しても改善されず大変危険である。東灘など園外で使用することも多いため、早急に買い換えを要求する。

7. あらゆる感染症の防止対策に従事する職場に対し、人員、機材が必要になった場合は速やかに柔軟な対応を行うこと。

感染症に関わる職種の多い我が支部職員は、この間、自身が罹患するかもしれない、職員が感染を広げてはいけない、と常に意職して生活しており、気持ちが休まらない中で、市民のため懸命に業務にあたってきた。しかし、業務を円滑に進めるためには以下のことが必要であり、早急な対応を求める。

- ① 新型コロナウイルス感染症は 5 類へ移行されたが、感染症予防対策の観点からも、今後新たな感染症が発生した時に備え、保健所保健課をはじめ引き続き十分な対応ができる体制を構築してもらいたい。
- ② 鴨越斎場の炉前ホールに念願のエアコン設置工事が始まった事に対し、感謝申し上げる。工期は 9 月末までとなっているが、できる限り、暑くなる前までに使用できるように要求する。また、骨揚げ台まわりは 40 度～50 度に達し、建物の構造上十分な冷房効果も得られないことから、市民の熱中症対策からも引き続きウォーターサーバーの設置をお願いしておく。

8. 以上の要求に対する回答については、誠意を持って速やかに回答するとともに、合意事項については、文書協約を交わすこと。

労使の信頼関係を保つためにも、要求に対する回答は誠意を持って回答し、必ず文書で回答するとともに合意事項については協約書を締結すること。

趣旨説明は以上である。  
続いて、各執行委員から発言する。

(組合)

項目6について補足説明する。

6月14日に、未申請でのペースメーカーの誤爆が発生した。覗き窓からデレッキ棒で作業していた火葬担当職員の顔に火の粉が飛ぶ事故であった。その際、現場担当者から葬儀業者に対して危険性の説明を行い、ペースメーカーの取り扱いについて葬儀会社全体で徹底するよう指導した。このような事故が起こる前に、所属からも、業者に対する指導の徹底をお願いする

(組合)

こちらからは以上である。  
各執行委員からの補足事項を含め、現時点で回答できることがあればお願いする。

(市)

日頃から皆さまには、公衆衛生の第一線で市民サービスの向上のためにご精励いただいております。また、この度の令和6年能登半島地震にかかる被災地支援に対して、発生直後の第1班派遣から多大なるご協力をいただいたこと、この場をお借りして、あらためて厚くお礼申し上げます。

ただいま、現業・公企統一闘争要求書をいただき、説明をお受けした。

皆様もご承知のとおり、現在、私ども神戸市職員の勤務実態や公務のあり方に対して、市会や市民及びマスコミから引き続き非常に厳しい視線が向けられている状況にある。さらに、人口減少・少子超高齢社会、東京一極集中など社会経済情勢の変化による課題にも直面していることから、これまでの市役所の古い体質から脱却し、市民から信頼される市役所にしていくために、スピード感をもって抜本的な市役所改革に取り組み、新しい神戸市役所を作っていかなければならない。

また、本市の財政状況については、物価高騰や急速な円安への対策、公共施設の光熱費や公共事業の事業費の増加など、想定外の財政需要の発生により、一層厳しくなることが見込まれている。

このような状況の中でも、未来を見据えた持続可能な大都市経営を行っていくため、事務事業の見直しや業務改革、組織の最適化、官民の役割分担の見極めをはじめとした「行財政改革方針2025」に、引き続き全力で取り組んでいく必要があると考えている。

また、職員の健康確保の観点からも、経常的・構造的な時間外勤務の解消、週休日及び休日の振替の取得の徹底など、時間外勤務の縮減について、これまで以上に力をいれて取り組んでいく必要がある。

いずれにしても、本日いただいた要求、ご意見については、ただいまお受けしたところであるので、十分に検討させていただく。なお、管理運営事項についてはお答えできないが、勤務労働条件に関する事項については、時間をいただいて、後日、改めて回答させていただく。

(組合)

自治労は、10月17日を現業・公企統一闘争の山場に、10月18日を統一行動日に設置している。17日の山場に向け、本日の支部要求・交渉員の意見に対しては、管理運営事項の問題はあるものの、不誠実な回答にならないよう、誠意ある回答をお願いしておく。では、これをもって団体交渉を終了する。